

改正 令和3年9月29日 原規総発第2109294号 原子力規制委員会決定

令和3年9月29日

原子力規制委員会

原子力規制委員会特定秘密保護規程の一部改正について

原子力規制委員会特定秘密保護規程（原規総発第1412081号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和3年9月29日から施行する。

改正後	改正前
<p>(通知の方法)</p> <p>第10条 法第3条第2項第2号に規定する通知（令第16条第1号に掲げる措置を含む。この章において以下同じ。）は、原子力規制委員会が、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記第3号様式の<u>書面の交付</u>（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により行うものとする。</p> <p>2 前項の<u>通知を書面にて行う場合は</u>、同項の書面を当該特定秘密である情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。</p> <p>(周知の方法)</p> <p>第11条 特定秘密の指定がされたときは、特定秘密管理者は、当該指定がなされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記した別記第4号様式の<u>書面の交付</u>により、当該特定秘密である情報を取り扱う者（前条の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の有効期間の延長に伴う通知)</p> <p>第13条 指定の有効期間の延長に伴う通知は、原子力規制委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年</p>	<p>(通知の方法)</p> <p>第10条 法第3条第2項第2号に規定する通知（令第16条第1号に掲げる措置を含む。この章において以下同じ。）は、原子力規制委員会が、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した別記第3号様式の<u>書面</u>により行うものとする。</p> <p>2 前項の<u>通知に当たっては</u>、同項の書面を当該特定秘密である情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。</p> <p>(周知の方法)</p> <p>第11条 特定秘密の指定がされたときは、特定秘密管理者は、当該指定がなされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記した別記第4号様式の<u>書面又は電磁的記録</u>により、当該特定秘密である情報を取り扱う者（前条の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定の有効期間の延長に伴う通知)</p> <p>第13条 指定の有効期間の延長に伴う通知は、原子力規制委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年</p>

<p>月日を記載した別記第6号様式の<u>書面の交付</u>により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>2 指定の有効期間の延長に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記した別記第7号様式の<u>書面の交付</u>により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>（指定の有効期間の満了に伴う措置）</p> <p>第17条（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、原子力規制委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記第10号様式の<u>書面の交付</u>により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>4 指定の有効期間の満了に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記第11号様式の<u>書面の交付</u>により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>（指定の解除に伴う措置）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定の解除に伴う通知は、原子力規制委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記第12号様式の<u>書面の交付</u>により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。</p>	<p>月日を記載した別記第6号様式の<u>書面</u>により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>2 指定の有効期間の延長に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記した別記第7号様式の<u>書面又は電磁的記録</u>により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>（指定の有効期間の満了に伴う措置）</p> <p>第17条（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、原子力規制委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記第10号様式の<u>書面</u>により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>4 指定の有効期間の満了に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記第11号様式の<u>書面又は電磁的記録</u>により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項の規定は、この場合に準用する。</p> <p>（指定の解除に伴う措置）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定の解除に伴う通知は、原子力規制委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記第12号様式の<u>書面</u>により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。</p>
--	---

4 指定の解除に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記第 13 号様式の書面の交付により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第 11 条第 2 項の規定は、この場合に準用する。

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第 24 条 （略）

2 （略）

3 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、前 2 項に掲げるもののほか、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」を厳格に適用するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。

4 （略）

（交付の方法）

第 30 条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、名宛て人又はその指名する職員（法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下、第 34 条、第 38 条、第 40 条第 3 項において同じ。）の氏名を記載するなど、受領の記録を残すものとする。

2・3 （略）

（電子情報処理組織による交付）

第 33 条 特定秘密文書等（物件を除く。）を電子情報処理組織を使用する方法により交付するときは、暗号化等必要な措置を講ずるものとする。海外と

4 指定の解除に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記第 13 号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第 11 条第 2 項の規定は、この場合に準用する。

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第 24 条 （略）

2 （略）

3 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、前 2 項に掲げるもののほか、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「環境省情報セキュリティポリシー」を厳格に適用するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。

4 （略）

（交付の方法）

第 30 条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、名宛て人又はその指名する職員（法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下、第 34 条、第 38 条、第 40 条第 3 項において同じ。）の受領の押印を受けるなど、受領の記録を残すものとする。

2・3 （略）

（電気通信による交付）

第 33 条 特定秘密文書等（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号化等必要な措置を講ずるものとする。海外と我が国との間にお

我が国との間において情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であって、他に適当な手段がないと特定秘密管理者が認めたときを除き、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付は、これをしてはならない。

(公益上の必要による特定秘密の提供の手続)

第 46 条 特定秘密管理者は、法第 10 条第 1 項の規定により特定秘密の提供を求められたときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載した書面または電磁的記録により原子力規制委員会の承認を得るものとする。

2 (略)

(適性評価実施責任者)

第 47 条 運用基準IV 2 (1)に規定する適性評価実施責任者は、原子力規制庁次長 (以下「次長」という。) をもって充てる。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第 59 条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面又は電磁的記録による承認を得るものとする。

第 7 章 通報窓口

第 8 章 雑則

別記第 14 号様式 (第 25 条関係)

いて情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であって、他に適当な手段がないと特定秘密管理者が認めたときを除き、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付は、これをしてはならない。

(公益上の必要による特定秘密の提供の手続)

第 46 条 特定秘密管理者は、法第 10 条第 1 項の規定により特定秘密の提供を求められたときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載した書面により原子力規制委員会の承認を得るものとする。

2 (略)

(適性評価実施責任者)

第 47 条 運用基準IV 2 (1)に規定する適性評価実施責任者は、次長 をもって充てる。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第 59 条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

第 8 章 通報窓口

第 9 章 雑則

別記第 14 号様式 (第 25 条関係)

(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
一連 番号	交付				回収		(略)	一連 番号	交付				回収		(略)
	交付先	年月日	受領者氏名 (役職)	(削る)	年月日	<u>受領者 氏名</u>	(略)		交付先	年月日	受領者氏名 (役職)	<u>受領印</u>	年月日	<u>受領印</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

別記第 15 号様式 (第 30 条関係)

(略)

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	(削る)

特定秘密文書等受領書

別記第 15 号様式 (第 30 条関係)

(略)

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	印

特定秘密文書等受領書